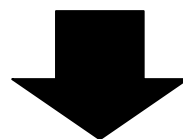
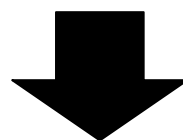


国際的に共通な標準値(規制対象下限値) の取り入れ

- ◆ 国際原子力機関(IAEA)などの国際機関が共同で策定した「国際基本安全基準」に記載
- ◆ 被ばく経路(シナリオ)を仮定し、科学的根拠に基づいて核種ごとに算出した数値基準(規制を免除する核種ごとの放射能(Bq)、放射能濃度(Bq/g))
- ◆ ヨーロッパを中心に主要国で国内規制への取り入れを実施済



- ◆ 放射性物質の国際間の移動に伴う国際的整合性を考慮すれば国内法令に取り入れることが適切 (放射線審議会基本部会報告書)
- ◆ 取り入れにより放射性同位元素の安全規制がより科学的かつ合理的なものとなり、貿易や国際輸送の円滑化、安全性向上が図られる



世界共通の基準を国内規制に取り入れることが必要

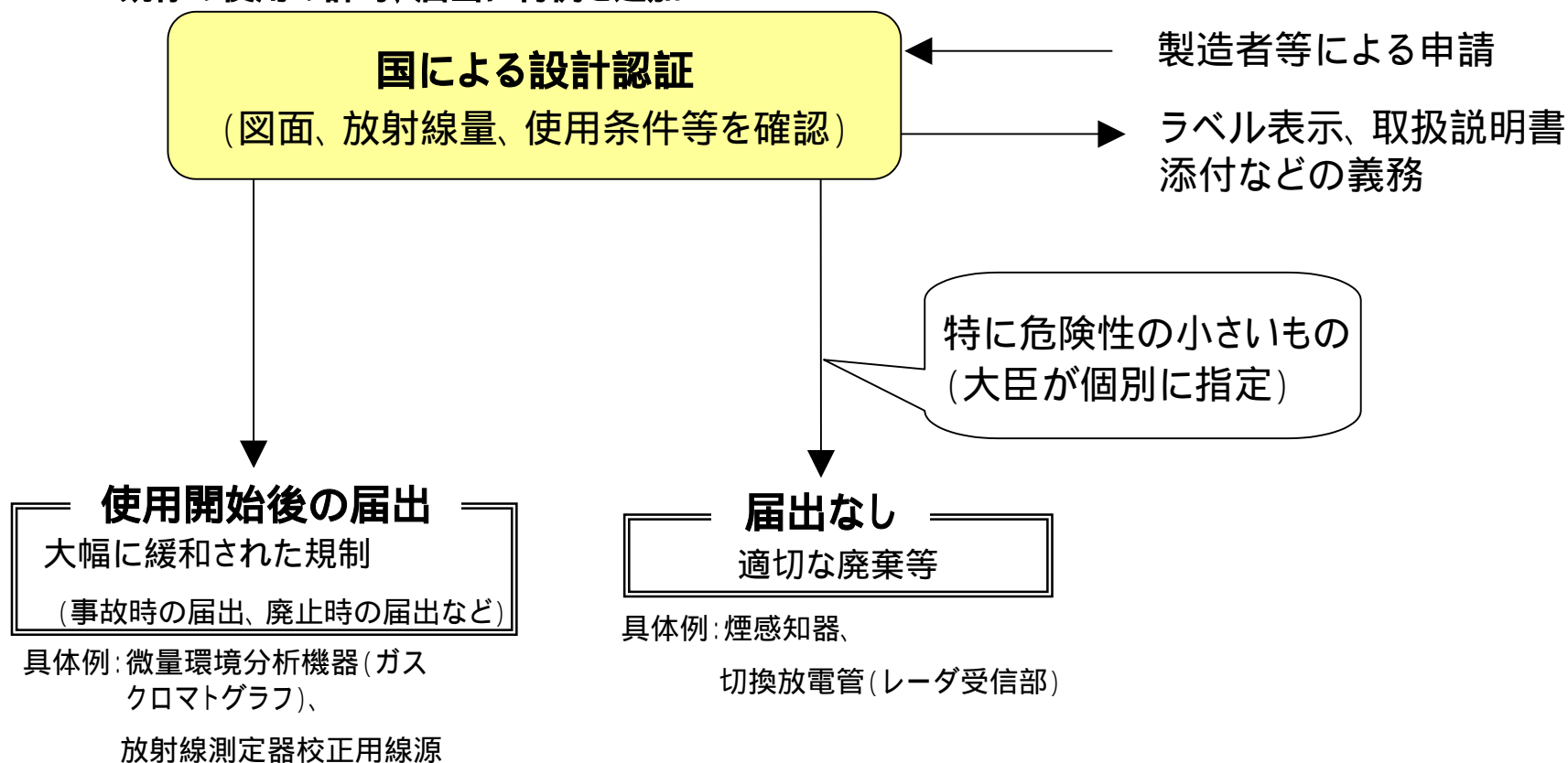


1. 科学的・合理的な国際標準の導入

設計認証による規制の合理化

国際的に共通な標準値(規制対象下限値)の導入
放射性同位元素の数量、濃度の小さい機器が新たに規制の対象
煙感知器など(安全性が高い、数多く普及、市民生活に密着)も含まれる
機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築

既存の使用の許可、届出に特例を追加



販売業・賃貸業の規制合理化

現行法では、自ら放射性同位元素を取り扱う販売業、賃貸業を想定

通常の流通と同様、中間業者として書類上の販売のみを行う事業者が多数存在
直接取り扱わないリース契約のニーズの高まり

事例 1

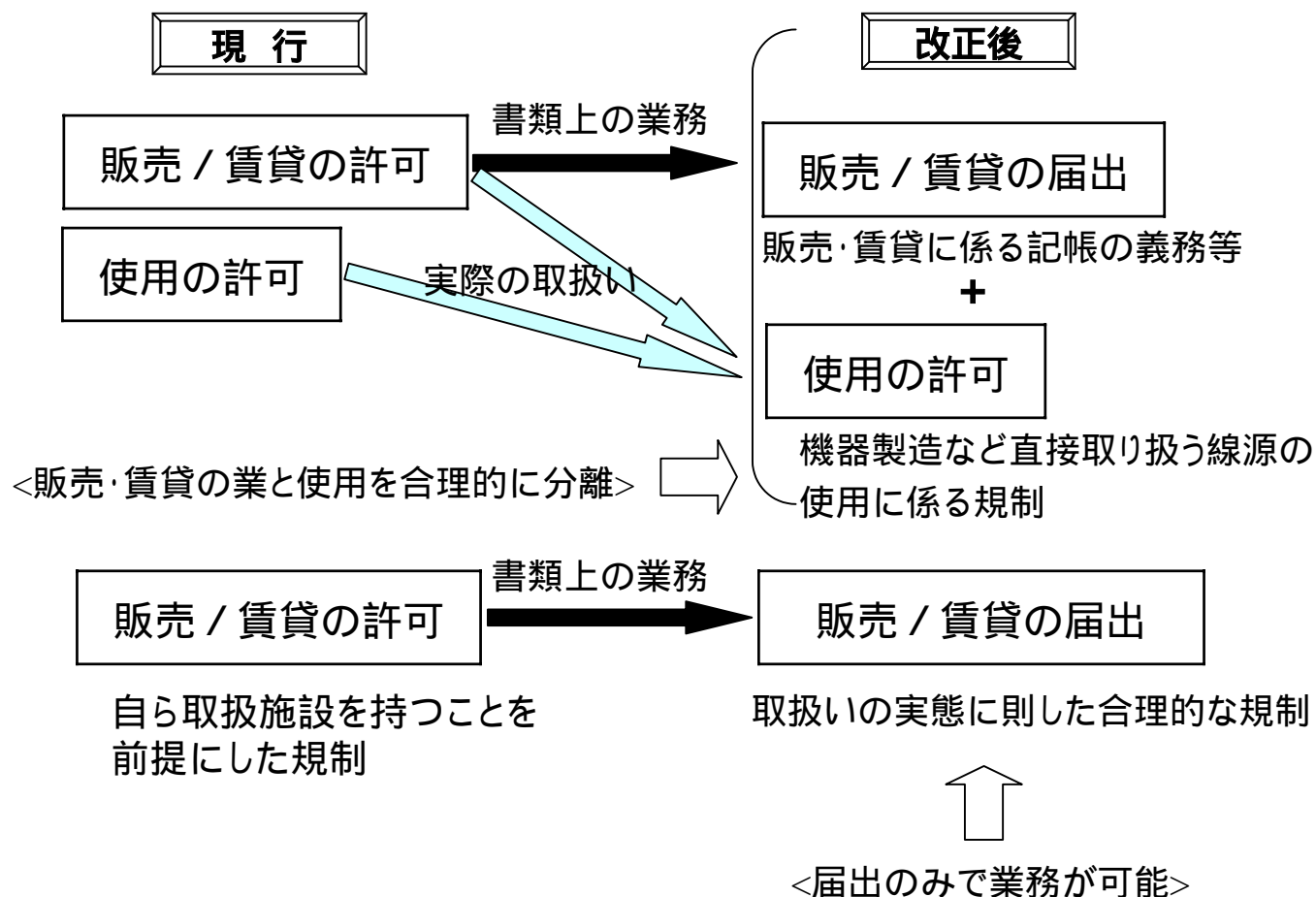
放射性同位元素等を**直接取り扱う**販売 / 賃貸の場合

(例) 製造業者、
レンタル業者(自らの在庫を貸出)

事例 2

放射性同位元素を**直接取り扱わない**販売 / 賃貸の場合


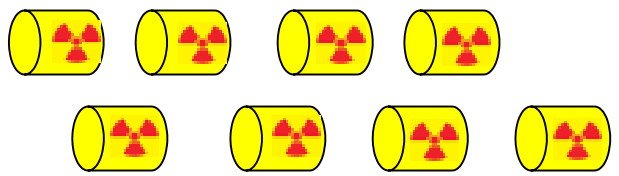
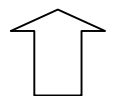
(例) 書類上での販売を行う販売店、
実物を扱わないリース業者
(製造者から使用者に直接納入、所有権のみ)



施設検査・定期検査の合理化

- 従来保有する数量のみで検査対象を決定していたが、放射性同位元素の種類、使用方法、機器の構造等を踏まえた危険性を考慮し、検査対象を決定することが合理的
- 国際原子力機関(IAEA)において機器の種類毎に危険性を分類する考え方を採用(2003年)

検査対象を機器指定し、危険性の小さな機器の規制を合理化

	現 行	改正後
<p>施設検査 : 施設使用前の検査 定期検査 : 3年又は5年毎の検査</p>	<p>一定の放射能以上の事業者が検査対象</p>	<p>リスクの高い線源を機器毎に指定</p>
<p>リスクの高い線源を使用する事業者</p> 	<p>対象</p>	<p>対象</p>
<p>リスクの低い線源を多数使用する事業者</p> 	<p>対象 (放射能の合計が規制値を 超えるとき)</p>	<p>対象外</p>  <p>(1つ1つのリスクは低いため、 規制を合理化)</p>

2. 管理面における安全性の向上

定期検査項目の見直し

定期検査とは、大規模な事業所に対し、一定期間毎に国が行う検査

(具体的な対象)

<従来> 密封:111TBq以上、非密封:740MBq以上(1群換算)、放射線発生装置

<改正後> 密封:放射線障害を及ぼす恐れが多い機器を文部科学大臣が指定、

非密封:規制下限値の10万倍以上、放射線発生装置

現行の検査項目

ハード面

(= しゃへい能力が申請書に適合しているかなど施設面の検査)

ハード面よりもソフト面に起因した事故の割合が高い

(H10~14の法令報告事故23件のうち18件(78%))

(例) 教育訓練の不備による誤操作
管理の不備による紛失

改正後の検査項目

ハード面
+
ソフト面

(= 被ばく管理、教育訓練の実施状況など安全管理面の検査)

過度の負担にならない様、運用面で工夫

合理的な検査の実施体制の検討

立入検査(全事業者対象、ハード+ソフト面)の対象を、問題のある事業所への抜き打ち検査等に重点化

放射線取扱主任者の定期講習の義務付け

新たな科学的知見・利用形態、それらにあわせた法令改正等の変化
定期的な講習の義務はなく、技術的能力の維持は自発的な研修等のみ
法令改正等の詳細の周知、事故から得られた教訓による再発防止等については、
制度として位置づけられるべき

現 行

試験・講習による放射線取扱主任者
資格取得後



その後の講習や更新の義務なし

・法令の改正
〔 国際基準の取入れ
 新たな科学的知見
 事故から得られた教訓 等

改正後

試験・講習による放射線取扱主任者
資格取得後



施設毎に選任されている主任者に
定期的な講習を義務付け

3. 廃棄物埋設処分の規定の整備

